

## 「現場代理人の兼任に関する取扱い」について

札幌市病院局が発注する工事において、現場代理人の兼任（2件まで）を認める取扱いを開始いたします。

### 1 兼任の対象となる工事

次に掲げる要件を全て満たす場合は、原則として、現場代理人の兼任の対象工事とし、同一の者が2件までの工事の現場代理人を兼任することができます。

- (1) 札幌市（企業局を含む。）発注の工事であること。
- (2) 請負代金額が2,500万円（建築工種にあっては5,000万円）未満であること。
- (3) 現場代理人は、作業期間中の現場においては常に立ち会うことができること。

### 2 兼任を認めない工事

前記1に該当する場合であっても、安全管理上、工事内容等により、兼任を認められないと判断した案件については、告示別表に「本工事は、現場代理人の兼任を認めない工事である。」と明示します。

### 3 兼任の手続きについて

- ① 受注者が現場代理人を兼任させようとするときは、まず、事前に先行工事の監督員(工事主任)に連絡し、そのうえで、新規工事の監督員(工事主任)に連絡してください。
- ② 「現場代理人の兼任届」（別紙様式）を2部作成し、新規工事分は着手届と同時に、また、先行工事分は新規工事の着手届とほぼ同時期に、それぞれの監督員(工事主任)に1部ずつ提出してください。

### 4 適用年月日

平成26年4月1日以降に告示する工事から適用します。

#### 《注意事項》

※本取扱いによらず、現場代理人を兼任させた場合は、厳しい措置を講じる場合があります。

■参照 現場代理人の兼任に関する取扱いについて

<http://www.city.sapporo.jp/hospital/contract/documents/dairinin.pdf>